

東京都子供・子育て会議
全体会議（第26回）
議事録

日時 令和5年3月24日（金）14時00分～16時05分

場所 東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

次第

1 開 会

2 検討事項

- 東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）の中間見直しについて
- 「こどもシンポジウム」発表内容のフィードバックについて
- 東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）の評価指標について

3 報告事項

- 認定こども園に関する条例等の一部改正について

4 閉 会

出席委員

山本会長、湯澤副会長、青木委員、東委員、安部委員、岩崎委員、内野委員、大串委員、尾崎委員、片岡委員、城所委員、久芳委員、今野委員、鈴木委員、志村委員、高橋委員、成川委員、二葉委員、村田委員、師岡委員、八木委員、矢島委員、吉田委員

配付資料

- 資料1 東京都子供・子育て会議委員名簿
- 資料2 東京都子供・子育て会議行政側名簿
- 資料3 中間見直し（案）の概要
- 資料4 中間見直し（案）について
- 資料5 中間見直し（案）
- 資料6 中間見直し（案）に対する意見募集について
- 資料7 子供の意見を聴く取組の実施状況
- 資料8 こどもシンポジウム発表内容のフィードバックについて
- 資料9 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」中間評価のための評価指標・アウトカム
- 資料10 評価指標に係るグラフデータ

- 参考資料1 「こども未来アクション」概要版（令和5年1月公表）
- 参考資料2 018サポート
- 参考資料3 こどもシンポジウム発表資料

参考資料4 認定こども園に関する条例等の一部改正について

委員提出資料

開 会

午後 2 時 0 0 分

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第 26 回「東京都子供・子育て会議」を開催いたします。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、事前に御送付いたしておりますお手元の配付資料の御確認をお願いいたします。

まず、資料 1 枚目の「次第」に配付資料の一覧を記載しております。

資料は 1 から 10 までございます。参考資料が 4 点、それから委員提出資料を最後に 1 枚おつけしております。

それから、この会議でございますが、公開となっております。傍聴の方等もいらっしゃるほか、配付資料、議事録等につきましては後日ホームページで公開することを申し添えます。

また、御発言の際はマイクスタンドのボタンを押していただくようお願いいたします。

本日、この会場での御参加の委員と、オンラインでの御参加の委員は大体半々くらいになっておりますので、御発言の際はオンラインの方にも分かりやすいようにお名前を名乗っていただけますと幸いです。どうぞよろしくをお願いいたします。

また、オンラインで参加される委員の皆様におかれましては、御発言の際以外はマイクは常にオフとしていただくようお願いいたします。

御発言を希望される場合は、アイコンで挙手をしていただきまして、進行役から指名をいたしますので、マイクのアイコンをクリックして、マイクが光った表示になったことを確認の上、御発言いただければと思います。発言が終わられましたら、マイクのオフと合わせて挙手のアイコンのほうもクリックして下げてくださいように、御協力をお願いいたします。

それでは、資料 1 によりまして、委員の交代がありましたので御紹介をさせていただきます。資料 1 を御覧ください

東京都民生児童委員連合会の貫名委員に替わり、小林隆猛委員に御就任いただいておりますが、本日は所用により御欠席でございます。

また、本日の出欠状況でございますけれども、専門委員を含む委員 29 名中 6 名の委員の方から御欠席の御連絡をいただいております。また、一部の委員の方はまだお見えになっていらっしゃいませんが、仮に御欠席といたしましても定足数を満たしておりますので、これより開会させていただきたいと考えております。

それでは、この後の議事進行は山本会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山本会長 皆さんこんにちは。年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日、オンラインでの御参加の委員が半数ほどということで、両方見ながらの議事となりますので、うまくできるかどうか分かりませんが、どうか御協力のほどをよろしくお願いいたします。

では、本日検討事項は3点ございますので、早速始めたいと思っております。

まず1つ目になりますけれども、「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）の中間見直しについて」ということで、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、御説明をさせていただきます。

検討事項の「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）中間見直しについて」でございますが、パブリックコメントの実施と合わせまして各委員の皆様にも修正意見を伺っておりますので、この場では前回会議時で御説明させていただいた点からの変更点の概要と、それからいただきました御意見の反映状況について簡単に御報告させていただければと考えております。

また、新規で盛り込んだ事項等もございますけれども、全て御説明さしあげますと膨大になりますことから、本計画の項目立てに影響のありました018サポート、それから今般、都では「こども未来アクション」を策定しておりまして、本計画とも整合、連携を図っておりますので、その内容について御説明をさせていただきたいと考えております。

では、まず資料3を御覧ください。

こちらは中間見直し案の概要でございます。資料の左下でございますとおり、中間見直しのポイントといたしましては、第1に少子化の進行やコロナ禍の影響などを踏まえ、子供・子育て施策を一層充実すること、第2に保育サービス・学童クラブに関する目標を区市町村への調査による児童数の増加等の状況を踏まえて見直しをしております。こちらの数値につきましては、現在も区市町村における見直し作業等と並行して精査をしておりますので、近日中に確定をしたいと思っております。

まだ変更になる可能性はございますが、現在のところ、当初計画と比べまして保育については4.6万人分増が4.0万人分増に、学童クラブ登録児童数につきましては1.6万人分増が2.3万人分の増という数字になっているところでございます。

それから、第3に計画事業の追加・見直しを行い、88の新たな事業を計画事業として位置づけまして、計429事業というふうになっているところでございます。

それでは、資料4を御覧ください。

この資料は前回の会議でお示しした中間見直しの素案を加筆修正したのになります。

前回お示しした素案から変わった部分につきまして、太字・下線をつけてお示しをしています。

では、この資料の2ページ目を御覧ください。

まず「計画の策定に当たって」の「計画策定の趣旨」のところでございますが、「少子化の進行」というのを加えております。令和4年の全国の出生数が80万人を下回る見通しとなったというような旨を追記しております。

また、今年1月に都が公表いたしました「『未来の東京』戦略 Version up 2023」から子供・子育て支援に関する部分につきまして反映をいたしております。

次に、第1章の「計画の目指すもの」では、目標1に「子供の育ちへの切れ目ない支援」を(5)として追加をしております。

それから、「子供の意見を聴く取組」といたしまして「出前授業」と「子供の居場所インタビュー調査」の実施概要とともに、その他計画に関する「子供の意見を聴く取組」についても追記をしております。

資料の3ページを御覧ください。第2章でございます。

「東京の子供と子育て家庭をめぐる状況」では、「未来の東京」戦略におきまして東京の将来人口が公表されたことを受け、0～14歳年少人口が既に減少に転じていて今後も減少することなどを追記しております。

また、「子供の居場所インタビュー調査」の結果を子供の状況として意見として反映をしております。

加えて、令和4年の学童クラブ利用児童数の増加と待機児童数の状況を反映しております。

次に4ページを御覧ください。第3章の部分でございます。

「子供・子育て支援施策の具体的な展開」ですが、令和5年度から新たに開設する事業についての記載を追加しております。

目標1の1、「地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり」のところでは、太字、下線にありますとおり、東京都出産・子育て応援事業、卵子凍結への支援に向けた調査、妊娠健康診査への支援の充実などについて記載を追加しております。

また、3番目の「子育て家庭を地域で支える仕組みの充実」では、子育て家庭の抱える日常的な悩みや不安に寄り添うファミリーアテンダントを育成する事業ですとか、SNSで相談できる子供・子育てメンター事業などについて記載を追加しております。

それから、目標1に新たに項目を追加いたしました5の「子供の育ちへの切れ目ない支援」では018サポートを追加しております。こちらの事業内容につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

目標2の1、「就学前教育の充実」では、乳幼児「子育て」応援プログラムの推進に

ついて記載を追加しております。

また、保育サービスの利用児童数の見直しにつきましては先ほど資料3でも御説明しましたように修正をしておりますけれども、こちらについてはまた最終的に確定までに数値の変更の可能性がございます。

さらに、多様な他者との関わりの機会の創出など、新たな仕組みにつきましても記載をしているところでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。

目標3の「子供の成長段階に応じた支援の充実」では、総合的な子供の基礎体力向上方策であります「TOKYO ACTIVE PLAN for STUDENTS」について記載を追加しています。

また、ひきこもりに係る支援や不登校対策の記載を充実するとともに、学童クラブの利用児童数も見込みを修正しております。こちらについても、現在精査中でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

目標4、「特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」では、都児童相談所の体制強化や区市町村との連携による相談体制の強化など、児童相談体制の強化の内容を反映しております。

また、「障害児施策の充実」といたしまして、障害児の放課後等支援の充実や難聴児支援のための体制の整備などについて記載を追加しております。

9の「外国につながる子供等への支援」では、日本語を母語としない子供が集える居場所を創出する多文化キッズサロン支援ですとか、日本語指導の一層の充実について記載を追加しております。

目標5、「次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備」では、子供を事故から守る環境の推進や、こどもスマイルムーブメントについて記載を追加しています。

最後に、7ページを御覧ください。

第4章、「子供・子育てを担う人材の確保・資質の向上」の部分でございます。新たな事業を担う人材の育成や、必要となる保育士数の修正などについて記載を追加しているところです。

また、最後に「資料編」におきまして、本年1月に公表いたしました、「こども未来アクション」との整合を図ることについても言及をしております。「こども未来アクション」につきましては、後ほど御説明をさせていただきたいと思っております。

資料4の説明は以上でございます。

そのまま、駆け足でございますが、資料6の御説明をさせていただきます。

なお、見直し案の本文につきましては資料5としてお配りしておりますので、適宜御覧いただければと思います。

それでは、資料6の中間見直し案に対する意見募集の状況について御報告をさせていただきます。いわゆるパブリックコメントの実施状況でございますけれども、1月30

日から2月28日まで1か月間実施をいたしました。意見を御提出いただきました方々、総数964名から実に多くの御意見をいただいております、その内訳は一般が883名、小中高校生世代の子供が81名となっております。

【意見募集を知ったきっかけ】につきましては下に記載してありますとおり、都のホームページですとか、ニュースサイトから御覧になった方、または子供たちは学校の先生から聞いて知ったというような方も多く、結果これだけ多くの方に御意見をいただきました。

子供向けにつきましては、子供向けの概要版を作成して、専用のフォームで御意見をいただけるようにしているほか、出前授業で御協力いただきました学校等にも周知をお願いしたり、東京都のこどもホームページなどでも情報提供を行ったところでございます。いただきました御意見につきましては、次ページ以降にまとめて記載をしておりますので御覧いただければと思います。

続きまして、今度は資料の7を御覧ください。

本計画に当たりまして、「子供の意見を聴く取組」を様々に実施すると御説明をしておりますが、その実施状況について、ここで簡単に御報告をさせていただきたいと思っております。

表は大きく、上段が「計画等政策全般に関わるもの」で、下段が「個々の施策に関わるもの」で主なものとして御紹介させていただいたものとなっております。

まず「計画等政策全般に関わるもの」につきましては、「出前授業」を行いました。最終的に小学校・中学校・高校・特別支援学校、計5校におきましてそれぞれに課題を取り上げまして授業を実施し、子供の意見を聴取しております。全部で221名の生徒に御協力をいただきました。

「子供の居場所インタビュー」につきましては、小学校高学年から18歳未満の子供たちを対象に、児童館等、ここに記載の11か所の子供の居場所に出向いて372名にインタビュー等を実施いたしました。インタビューできなかった子供にはアンケートを実施するという形を取りまして、372名の子供たちに御協力をいただいております。

それから、「小学生・中学生・高校生世代からの意見募集」は先ほども御説明いたしましたパブリックコメントの小中高生世代からの御意見というところになります。子供向けに分かりやすく「やさしい日本語」に書き換えた計画の概要資料などを作成いたしまして、インターネット上の専用フォームで受付をいたしました。81名の方から御意見を提出いただいております。

そのほか、計画そのものについてはありませんが、「こどもシンポジウム」で東京都の子供・子育て支援施策等につきまして都内在住・在学の中高生に言及していただきまして、5つのテーマでグループ活動を行い、発表いただいているところです。

最後に「個々の施策に関わるもの」ですけれども、まず児童相談所が関わる子供の意見を支援する仕組み、子供アドボケイトの在り方に関する検討において子供たちへのヒ

アリングを行いました。児童福祉審議会の委員が児童養護施設等を訪問して、幼児から高校生まで37名の児童から様々な意見を口頭で聴取をしていくというような形を取っております。

それから、子供主体の保育普及促進事業におきまして、保育園児の観察という形で幼児の意見表明といたしますか、こういったニーズがあるのかといったようなことを観察するということをしております。子供主体の保育実践の普及促進を目的としておりますが、都が派遣したアドバイザーが都内保育所等の園の活動に同行して園児を観察するという方法を用いております。それにより得られた子供との関わりのポイントやヒントを動画の配信、シンポジウム等で周知をしていくという事業の一環として行ったものでございます。

それから、「東京都こども基本条例」ハンドブックの作成過程にも子供たちが参加をしております。小学生から高校生までの31名の子供たちが「こども編集者」として活動いたしまして、実際に企画段階からハンドブックの作成等に参加をしております。また、試作版を題材に出前授業も実施しております、こちらには約600人の子供たちに意見をいただいているという実施状況でございます。

意見の聴取に関する取組につきまして以上でございます。

続きまして、そのまま参考資料1、2につきまして御説明をさせていただければと思います。

○渡邊子供政策連携室子供政策連携推進部子供政策調整担当課長 子供政策連携室子供政策調整担当課長の渡邊と申します。

本日は、御説明のお時間を頂戴しましてありがとうございます。日頃より東京都の子供政策について御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

子供政策連携室でございますが、昨年4月の発足以降、子供との対話を繰り返し実践してまいりました。それらを踏まえまして、今回子供目線で捉え直した政策の「現在地」と、子供との対話を通じた「継続的なバージョンアップの指針」となる「こども未来アクション」を策定し、本年1月30日に公表させていただいたところでございます。本日は、その概要版を用いまして御説明をさせていただければと思います。

それでは、資料の1ページを御覧ください。

「こども未来アクション」では、子供政策の推進に当たり、子供の意見を踏まえ、政策内容を弾力的にバージョンアップしていくことを基軸に捉えております。

資料の左上に記載しました3つの取組ですね。【子供の意見に基づく子供政策の推進】というところでございます。こちらの3つの取組をサイクルとして回していくことで、継続的に子供の目線に立った取組を推進してまいります。

また、「こども未来アクション」を大きく特徴づけるものが、主に子供を対象として分かりやすく政策を記載したいいわゆる子供ページと呼ばれるページをつくってございます。資料の下段に一部をピックアップしております。今後、様々な形で子供との対話

を実践する際のツールとしての活用も見据えまして、子供自身が手に取りやすいように、分かりやすい言葉で柔らかいタッチのイラストとともに、ダイジェスト的にまとめたものとなっております。

続きまして、2ページを御覧ください。

今回の「こども未来アクション」の策定に当たりましては、子供が普段過ごしている地域の居場所へ出向き、ヒアリングをするなど3つの手法により、4歳から18歳までの2,500人を超える子供から意見、提案を聞いてまいりました。これらの取組で聞き取った子供の意見の一部を資料に表示してございます。

そして、その下段でございますが、本会議において審議いただいている法定計画、今回の中間見直しをする東京都子供・子育て支援総合計画との連携も図りながら子供政策を推進していくところでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

既存の枠組みでは、対応が困難なテーマごとに組成された都庁内の関係各局からなる組織横断の7つの推進チームによるリーディングプロジェクトと、その取組内容について紹介しているページとなります。

具体的には4ページに詳細を記載しておりますので、4ページを御覧いただければと思います。本日は、この7つの推進チームのうち、「乳幼児期の子育ち」「子育てのつながり創出」「こどもを事故から守る環境づくり」について御説明をさせていただきます。

まず資料の上段、左にございます「乳幼児期の子育ち」プロジェクトについてでございます。発達保育の研究機関である東京大学の発達保育実践政策学センター、通称“CeDep”と呼ばれている研究機関でございますが、こちらの研究機関と協定を結びまして、子供目線に立った幼保共通のサポートに向けた取組を展開してまいります。

このプロジェクトでは2つの取組を柱にしてございます。

まず1つ目の柱として、全ての乳幼児の「探究」を支援していくということをコンセプトに、幼稚園や保育所といった施設類型の垣根を超えて多彩な体験や経験に触れ合うことのできる共通プログラムを策定してまいります。

2つ目の柱では、区市町村の皆様とも連携の下、地域の社会資源として幼稚園、保育所等を位置づけまして、家庭内養育の0歳から2歳の子供たちを中心に、集団生活の新たな預かりにかかる人件費等を補助する取組を進めてまいります。これにより、幼稚園、保育所等において子供が「タテ・ヨコ・ナナメ」の多様な他者との関わり合い、全ての乳幼児が健やかに成長できる環境を構築してまいります。

次に、「子育てのつながり創出」プロジェクトでございます。資料下段の左側を御覧いただければと思います。このプロジェクトでは、地域の民間団体等の人材を活用しまして、子育て家庭へのアウトリーチ型支援に取り組む区市町村に対する補助制度を創出いたします。また、日常的な悩みや不安に対し、SNSで相談できる環境の整備を推進

することで、子供や保護者に対してバーチャルな居場所を創出するとともに、AIを活用しましてニーズに応じたプッシュ型の情報提供等を可能とする環境を整備していきます。

最後に、「こどもを事故から守る環境づくり」プロジェクトでございます。本プロジェクトでは産学官民の連携の下、エビデンスベースの自己予防策を展開し、子供の事故が起きにくい環境づくりを推進していきます。当室では子供の事故情報を集約いたしまして、データベースとして一元管理できるよう、子供の事故情報データベースを構築いたします。また、事故情報の集約、共有、事故の検証及び予防策の開発、子供の事故を予防する環境づくり、効果検証の実践、継続の一連の取組をセーフティーレビュー事業として実施をいたしまして、エビデンスに基づく安全な環境構築を目指してまいります。

加えて、庁内各局が行っている事故予防に関する広報事業に横串を刺しまして、子供目線や子供の行動特性に詳しい専門家の意見を取り入れた子供の事故予防のハンドブックを制作する事業としてリ・デザイン事業を進めてまいります。

以上、3つの個別プロジェクトの説明をさせていただいたところでございます。

最後に、資料の5ページを御覧ください。

こちらは「こども未来アクション」で整理をいたしました子供政策の全体像をお示しさせていただいております。「こども未来アクション」には、庁内各局の政策分野ごとに詳細に記載してございます。子供政策連携室のホームページに今回御紹介させていただきました「こども未来アクション」の概要版とともに、製本版としてデジタルブックも掲載してございますので、そちらもお時間があるときにぜひ御覧いただければと思います。

「こども未来アクション」の説明は以上となります。ありがとうございました。

○瀬川福祉保健局少子社会対策部計画課長 続きまして、福祉保健局少子社会対策部計画課長の瀬川より、018サポートについて御説明さしあげます。

参考資料の2を御覧ください。この018サポートにつきましては上段の概要にもございますように、東京から全国の少子化に歯止めをかける新たな取組として令和5年度より行う予定にしております。

対象としては、都内在住の子供ということで、1人当たり月額5,000円を給付することで、学びなど子供の育ちを切れ目なくサポートしていく。それで、結果的に「子育てのしやすい東京」を実現していこうという考えの下、実施するものでございます。

細かな実施内容については下段のほうに記載しております。

都内に在住する0歳から18歳までの子供を対象にしております。

月額5,000円の給付、12か月で年額は6万円になります。

所得制限についてはございません。

実施主体は東京都で、東京都が直接給付することを想定しております。令和5年度につきましては準備等もございますので、令和6年1月頃に一括給付する予定で動いてお

ります。

説明は以上になります。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、安部委員から資料の御提出をいただいておりますので、御紹介させていただければと思います。

資料の最後に御提出いただきました資料をお配りしておりますので、そちらを御覧ください。

安部委員からは、中間の見直し案に対しまして5点の御意見をいただきました。

まず、本日お配りしております中間の見直し案で、子供の安全・安心に関する統計でインターネットの利用に関する調査について記載をしている部分がございます。そちらにつきまして、高校生でインターネットの利用について6時間を超える割合が最も高いことと、トラブルに遭ったことがない子供が8割を超えることに触れるべきではないかとの御指摘をいただいております。これまでトラブルの内容だけを記載していたのですが、まずはトラブルに遭ったことがないと答えている子供が8割であることに触れた上で、トラブルに遭ったと答えている子供の2割についてどういうトラブルがあったのかというのを正確に記載すべきではないかという御指摘をいただいております。

次に、資料5でいきますと114ページのところですけれども、【子育て家庭を地域で支える仕組みの充実】におきまして、地域の居場所として児童館を活用することを追加してはどうか。

3つ目に、目標3の【次代を担う人づくりの推進】におきまして、学校において子供の意見表明や参加を促進する取組、教職員が子供の権利を学ぶ取組を支援することを追加してはどうかという御意見をいただいております。

4つ目に、【子供の居場所づくり】におきまして、子供の居場所における事故や不適切な関わりの情報収集と再発防止に向けた取組を追記してはどうかという御意見をいただいております。

最後に5つ目に、これも【子供の居場所づくり】に関する御意見ですけれども、体系図を示しております。いわゆるポンチ絵の部分ですが、児童館の説明につきまして、子供が自らの意思で利用できるよう児童構成員等がサポートすること、また児童館職員の研修の目的として児童館の居場所機能や役割を追記してはどうかというような御意見をいただいております。

いただきました御意見につきましては、各所管で内容を検討させていただきまして、必要に応じて本文の加筆修正などを行っております。本日お配りしておりますのは修正後のものとなっております。

具体的には、統計データ及び児童館に関わる部分の記載につきまして御指摘の趣旨を踏まえて修正をさせていただきました。

御説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山本会長 ありがとうございます。盛りだくさんの御説明でしたので、まだ十分に理

解がいかないかもしれませんが、既にパブリックコメントなどで御意見も伺っているところですし、前回の12月の委員会でも大体の概要は見いただいているところがあります。

今日は今、御説明いただきました新しいいろいろな変更点なども入れた上で今回から意見を聴取させていただきたいというところになりますが、まず最初に安部委員が意見提出されておりまして、今、小林課長からの御説明ですと反映をさせていただいておりますということなのですが、何か追加でありますでしょうか。

○安部委員 安部です。ありがとうございます。

今おっしゃったところなのですけれども、調査のデータ、それから児童館に関しまして反映させていただいてありがとうございます。

反映をしていないところについて2点、追加で意見を指摘させてください。

まず1点目ですけれども、【次代を担う人づくりの推進】のところですか。子供の権利の尊重と擁護の取組に関して、現在子供本人や保護者というのが挙がっていると思いますが、やはり教職員、学校は非常に重要だと思いますので、学校もそこに含めていただくということをいま一度、御検討いただけたらと思います。

もう一点は、その下ですね。子供の居場所における事故や不適切な関わりに関してなのですが、先ほど政策連携室からも子供を事故から守る環境づくりということで御提案があったと思うのですが、事故だけでなく不適切な関わりも視野に入れてデータベースを構築していただけないかと考えております。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

今、この点についてまとめて御回答というよりも、この後、委員の方から意見をいただきますので、今すぐ御回答はありますか。ほかにももしかしたら関連するような御意見が出てしまうかもしれないので、まとめて今の点も含めて回答いただけたらいいかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

都合上、すみません。私のほうもメモしておりますので、後でまた御指摘を追加させていただきますが、多分ほかの委員の方も関連して今の安部委員の御意見に対して賛成だとか、どう思うということもあるのかなと思いますのでよろしく願いいたします。

では、今日は実は2つ目のテーマの「こどもシンポジウム」のフィードバックという結構重たいものがありまして、本件につきましては15分くらいの時間の中で意見聴取と思っておりますのでどうかよろしく願いいたします。

では、挙手をよろしく願いいたします。オンラインの方も含めまして、いかがでしょう。

久芳委員、どうぞ。

○久芳委員 今回の見直し案についてなのですが、今回保育所の中で児童発達支援事業をこの4月から内閣府のほうだったか、厚生労働省だったか、やるような形のことになっ

てきたのですが、今まで児童発達支援事業というのは町のオフィスビルとか、そんなところで結構やっていたケースが多いのですが、今後は保育所の中でやってもいいよという形になってきて今、御承知のとおり障害児が非常に増えているのが実態でございます。

それで、今までですとやはり保育士を加配としてつけて見守るということはしていたのですが、実際には保育士は専門家ではないので単に見守ることしかできないというような状況だったのが、今回そういった形で専門家を保育園の中に入れてできるようになったというのは非常にいいことだなと私は思っております。

ただ、1つ、例えば東京都ですと今、児童発達支援事業をやるのは同一法人で、せいぜい年に2か所程度しかできないという状況になっているんです。そうすると、私どもは今、保育所が東京都の中で100か所くらいございますが、単純計算すると50年かかるということなんです。

そうすると、このいわゆる支援総合計画の中の146ページにあります【障害児施策の充実】というところで、一般的な子育て支援施策において障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や障害特性等に応じた支援をしていきますということにならないんですね。やはり子供を保育園に入れて、その保育園の障害児をどんどん受け入れても、結局それに対して特性に合った支援ができないというような状況になっております。

ですので、ぜひともこれを変えろというのではなくて、この文言に合ったような形に政策を変えていただきたい。政策というか、運用というか、そこら辺を変えていただきたい。

つまり、多分背景としてあるのが、今までの児童発達支援事業がいろいろな事業者さんがいらっしゃるってなかなかというところがあったんだろうとは思いますが、少なくとも長年、児童福祉事業をやってきた事業者についてはまた違った形の運用方法があってもいいのではないかと思いますので、50年もかかるようなことはぜひとも何とか変えていただきたいと思っております。それについてどういうふうな形なのかをお聞きしたいと思っております。

○山本会長 分かりました。ありがとうございます。後でまとめた回答とさせていただきます。計画の中の具体的なところに関連してのお話ということですね。

そのほかいかがでしょうか。

成川委員、お願いします。

○成川委員 成川です。

資料は昨日の今日で全部読み込めなくて頭がいっぱいなんですけれども、「子供の意見を聴く取組」のところ、出前授業はこの計画の見直し案の中に1個ずつページを取って細かく書いてあるのですけれども、子供の居場所インタビューのところ、たしか見直しの64ページのところに、ざざっと調査概要と結果として子供たちの意見を書いてある感じなのですが、結構ざっくりしていて、これとさっきの「こども未来アクション」

の概要ではなくて全体版を今ホームページのほうから見ているんですけども、すごく細かく書いてあって、同じようなことを同じ時期に書いてあるのにこんなに差があるのはどうかと思って、もう少しこちらの見直し案のほうを細かく書いていただけると、せっかく意見を聞いたのにとおもいます。

あとは、聞いたからどうだと、こうしたとか、こう思ったとか、聞きませただけの結果だけではなくて、何か聞いた後のことをちょっと書いていただけるといいのかなと思いました。

取りあえず以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

オンラインのほうで矢島委員から挙手があるようです。矢島委員、お願いします。

○矢島委員 ありがとうございます。

私も「こども未来アクション」についてなのですが、今回の「こども未来アクション」では子供の声を聞くということにすごくフォーカスされているのですが、やはりチルドレンファーストで従来の子育て支援だけではなくて子供に焦点を当てた子供政策をやるということを考えると、DVから子供を守るということだとか、あるいは貧困家庭でも子供が飢えない、それから子供らしい遊びや学びを保障するという、そこをやるんだということがやはり本丸だと思うんです。

そうでなければ、子育て支援を通じた従来の子供の環境保障ということと実質的には差がなくなってしまうので、子供政策ということの本丸である親が子供を守ることが実質的にできなくなっている家庭、そういったところで子供にしっかりとフォーカスして社会が子供を守るということはどうやっていくのかということが今、具体的な政策のところでは従来から書かれている子供の貧困であるとか、児童虐待防止とかという言葉になっているのですが、そのところをきちんと今までとは違うレベル感で、ダイレクトに子供に目線を当てて対策を取っていくんだということが分かるように進めていっていただけないか。そうでないと、子供の意見を聞くということがパフォーマンス的に見えてしまうので、やはり実質的にチルドレンファースト、子供政策をやるということを明確に示していただきたいと思っています。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

ほかに御意見いかがでしょうか。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願ひいたします。

私が思ったのは2点で、冒頭の「計画策定の趣旨」のところ、後半で新しく見直した部分も記載されているかと思うんですけども、3ページにこの4月から国のほうもこども家庭庁ができたり、新しい動きもしているというところで、もちろんそこに基づいて東京都が動いていない部分もたくさんあると思いますけれども、冒頭のほうに国の

動向に関しては書いてあったりするので、そこについては追記してもいいのかなと思いました。それが1点です。

あとは、162ページの目標5の育業についてです。こちらも、東京都でそういった意味では育休を推進していくために新しいこういった言葉をつくって動いているということは一つの大事な動きではあるものの、やはり労働者の人たちからすればちょっと混乱するところもあると思いますので、そこら辺の整理をしてほしいところと、せっかくそうやって新しいムーブメントを動かそうとしているところで、これは今後の課題となると思いますけれども、例えば育業という言葉の周知を含めて徹底を図られているかというところをきちんと精査していただきたいと思います。そこを目標自体に書くかどうかというのはかなり厳しいと思いますけれども、そういった趣旨をきちんと盛り込む中で政策を進めていただければと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

では、安部委員お願いします。

○安部委員 安部です。1点だけです。

資料6に関してなのですが、子供からの意見もたくさん出てきていると思います。それに関して都の考え方も書いていただいている、とてもよいなと思いながら見ていました。

例えばなのですが、18ページに小学生から「クラスに先生は1人いません」であるとか、あるいは125番、「教師の残業代出してほしい。先生がやって行けなくて可哀想。」といったコメントが入っています。これに対して都の考え方は、内容的には正しいことを書かれています。「教師の残業代については、法律により支給できないこととされています。」と、それは本当に正しいと思うんですけども、例えば子供から出た意見に関して本来東京都が何かできることではなくて国がやるべきことであるとか、あるいは区市町村ができることがあった場合に、その出た意見をそのまま、これは都がやることじゃないんだと返すのではなくて、次につなげるようなルートをつくっていただきたいと思います。

今回出ているこの意見に対してということではなくて、これからも子供の意見は恐らく聴取していくと思うので、政策的にどう反映していくのか。例えば、国のことであるならば、都から国に何か伝える道をつくっていただくとか、あるいは都知事から全国知事会で発言していただくようなことがあってもいいのかなと考えました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

まだまだあるようだとは思いますが、あとはオンラインで最後に志村委員からお願いできますか。

○志村委員 都民委員の志村です。

私も安部委員とほとんど同じ意見です。資料6の中間見直し案で、小学生が8名ほど意見を提出して下さっています。それに対して、都の考え方の回答が小学生向けではない。ちょっと小学生には難しい言葉を使って回答されていらっしゃるところが幾つかあるのが気になりました。

今回、子供の意見を子供目線で、大人が子供のほうに歩み寄ってやっているという活動で、中間見直し案も子供に分かりやすい資料を出し、こうやって意見もしてもらえたのに、最後の都の考え方があまりにも大人な言葉、こういう法律ですとか、そういうものなので、もう少しお子さんが分かりやすいような書き方、言葉の選び方をされたらいいのではないかと思いました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

オンラインで高橋委員から先ほど挙手があったようですので、これを最後にしたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋委員 ありがとうございます。都の園長会の高橋です。

私は質問なのですが、資料7に書かれている「子供の意見を聴く取組の実施状況」の中で「個々の施策に関わるもの」のところですか。こちらは今まで「子供の意見を聴く取組」の中になかなか幼児というものが組み込まれていかない。幼児はアンケートとか、そういうものに答えられないので大変難しいなと思っていたのですが、このところすごく、幼児に対して視点を当てて、幼児がどんなふうに思っているのかとか、幼児にとって何がすごく大事なことなのかということを検討していただけるように考えていただいているということはとても素晴らしいことだと思って見させていただいています。

それで、これは「個々の施策に関わるもの」の一番上の児童相談所等に関わる意思表明を支援する仕組みでヒアリングをしているんですね。それで、これは幼児から高校生まで37名の方に口頭で質問していると言っていますけれども、幼児が本当に口頭で質問されて、大人に望むこととか、そういうものが答えられたのかどうかというところもお聞きしたいです。

あとは、その下のところの子供主体の保育が普及されるというのはすごく大事なことです。素晴らしいなと思うのですが、ここで都が派遣したアドバイザーが関わっているというふうに書かれているのですが、この都が派遣したアドバイザーという方がどのような方なのかをお聞きしたいと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○山本会長 ありがとうございます。

では、八木委員どうぞ。

○八木委員 八木と申します。

今回、子供たちのインタビューの感想というのも72ページのほうに見直しのところ

で掲載されておりますが、子供たちは回答や正解を求められる機会というのは非常に多くても、自分の意見を言える機会が少なく、新鮮に感じていたり、喜んでいる様子がこちらからうかがえるのですが、最近の子供たちと接していると、なかなか本音を言えない、話せないということを感じているので、自分が思っていることを安心して話せる環境や機会がもっと継続して増やしていけるようになるとよいなと思いました。

あとは、先ほど高橋委員からもありましたように、高学年からそれ以上の18歳まででインタビューをしています。それ以外の年代からもどうやったら子供が感じていることを聞き出せるかというか、そういった工夫も検討していただけたらいいと思いました。

それから、これはちょっとまた違うんですけども、「こども未来アクション」の中で「学齢期の子育ちに関する推進チームを立ち上げ」というふうに書いてあるのですが、こちらについては行政内でチームを立ち上げることなのか、学識経験者なり民間の事業者と連携してこういったチームを立ち上げるという形なのでしょうか。これがお伺いしたかった点です。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

また気づかれることもあるかと思いますが、一旦ここで区切らせていただきます。

今、出ました御意見として、まず子供連携室の「こども未来アクション」に関連することが複数ございました。最後の八木委員の御質問もそうでしたし、矢島委員からはいわゆる子供の意見を聞くということだけでなくDVの子供や貧困家庭の子供など、親が子供を守らない家庭の支援というような目線での柱立てというか、そういった政策のアクションというところは入れないのかというところの御質問もございましたし、また、「子供の意見を聴く取組」の扱いにつきましてはまとめて御回答いただければいいかと思えます。

そのほか、久芳委員からは発達障害支援事業について現状では十分にできない。記載は十分にすると書いてあるけれども、現状ではできないので、実際にできるような形に何か政策転換のようなものがないのだろうかということで、計画に入るかどうか分からないけれども、そういった御事情があるというところをどう受け止めてくださるかということで御回答いただければよろしいのかなと思えます。

また、育業という言葉は東京都が推進して使っていますけれども、普通の一般労働者としては育休というふうに捉えているところもあるので、そういった言葉の整理や普及についてももう少し考えていただけないかというところだったかと思えます。

それから、子供の声の中で言うと、幼児に対する研究としてはとても新しい目線で今後期待される場所なのですからけれども、児福審がやったところにあります。幼児が口頭で回答できるのかとか、都が派遣したアドバイザー、これは子供主体の普及事業のほ

うですけれども、どうですかという質問が個別にありましたので、それぞれの御回答は所管が分かれるのかもしれませんが、手短にお願いできればと思います。いかがでしょうか。

- 横森子供政策連携室子供政策連携推進部企画課長 子供政策連携室企画課の横森と申します。後ろから失礼いたします。

まず子供の事故情報データベースにつきまして、事故だけではなくて不適切な行為などの事故や事例なども情報として収集するべきという御意見につきましてありがとうございます。

もともとは事故のデータベースにつきましては子供の成長を出発点に考えておりまして、子供が成長するにつれて行動範囲が広がりますので、様々な不慮の事故に遭いやすい。ベッドからの転落とか、階段からの転落、誤飲、やけどなどです。子供たちの健やかな成長をサポートするために、大人による注意喚起ということだけではなくて、けがが起きにくいような環境づくりを進めたいという考えの中でデータベースの構築を考えています。

そこで、まずは防げる事故を確実に防ぐための予防策を開発するために、世の中にあります、様々な不慮の事故につきましてデータとか検証結果を収集していきたいと考えています。

収集範囲としましては、現時点ではヒヤリハットも含めます不慮の事故の事例とかデータなどとなります。今、申し上げた考えのもとで出発しておりますので、まずはそのようにさせていただきたく思いますが、今後様々な御意見もあろうかと思っておりますので、御意見も踏まえまして今後御参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

- 渡邊子供政策連携室子供政策連携推進部子供政策調整担当課長 続きまして、連携室の渡邊ですけれども、よろしく願いいたします。様々な御意見をいただきましてありがとうございました。

まず矢島委員からは、DVであったり、貧困であったり、または子供たちにとっては遊びや学び、こちらが本丸なのではないかという御意見をいただいたところでございます。

ご説明させていただきました概要版の5ページ目でございますが、新たに局横断の7つのチームに加えまして、子供を取り巻く状況を踏まえながら多様な取組を強化することで4つの柱を掲げてございます。先ほど委員のほうからお話をいただきましたDVであったり、貧困であったり、虐待であったりというようなところにつきましては【政策の柱1】の「誰一人取り残さない視点から、子供へのサポートを強化」というところで現在、各局が取り組んでいるような内容について記載をさせていただいているところでございます。

また、学びにつきましては【政策の柱3】の「東京型教育モデル」により、教育の

質を向上」というところで、しっかり記載をさせていただいているところでございます。

また、遊びにつきましては7つの推進チームの中の一つの「子供の笑顔につながる「遊び」の推進」というところで、子供たちの遊びというのが成長にとってとても大切だということを記載させていただいているところでございます。

また、吉田委員からいただきました育業につきましては、まさにこれからまだまだ周知をしていかなければいけないというところでございますので、しっかり産業労働局をはじめ、関係局とも協議をしながら進めていきたいと考えております。

また、八木委員のほうからいただきました学齢期の子育ちにつきましては、まずは行政内の関係各局とチームをつくって取り組んでいくというところでフリースクール等について研究していければと考えてございます。

以上でございます。

- 小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 では、続きまして子供の意見聴取に関しまして御質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組みについて、幼児に意見を聞いてきているけれども、それが本当にどの程度聞いたのかという御質問をいただいたかと思っております。

きちんと聞いたのかというところでいきますと、きちんと、というのをどういうふうにかえるかというところなのですけれども、意見表明についてどう考えるかとか、どういう方法がいいだろうとか、そういったことにきちんと幼児が答えられるかというところ、それはやはり答えられないというのが実態でございます。

ただ、聞きに行くに当たりまして、子供の権利についてそれぞれの子供たちに普及をしながら一緒に考えていくという形を取りました。年齢ごとにそれぞれに資料を準備いたしまして聞いてきたというところでございます。

どういう方法がいいだろうとか、どうしてそう思うのかということについては、聞いたかと言われれば聞いていないというところもありますけれども、児福審の議論を方向づけるような非常に重要なことというのはやはり幼児にも聞きに行き分かったと思っております、子供たちによってどういう意見表明の仕方をしたいのか、どういう方法を好むのかというのは本当に人それぞれだということは、幼児も、小学生も、中学生も、高校生も、これは聞きに行ってみて実感されたというところでございます。

ですから、幼児については、個々の政策について直接的な、例えばこういう方法はどうかというような意見が聞けるかというところは難しいと思っておりますけれども、限られた知見というところではございますが、行ってよかったなと考えているということが子供アドボケイトに関する幼児のヒアリングの結果でございます。

- 大村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 続いて、保育支援課から御説明させていただきます。

子供主体の保育普及促進事業でございますけれども、まずこのアドバイザーという

方はどのような方なのかということについて御説明を申し上げます。

この事業の前段としまして過去、令和元年、2年度の2か年にわたりまして、「自然を活用した東京版保育モデル」の検討に係る事業を実施いたしておりました。これは自然との関わりの中で、生きる力であったりですとか、気づきであったりですとか、そういった子供の主体性を育むことを狙いとしているものになります。

このモデルを検討する中で有識者会議を設置しており、有識者として関わってくださった方に今回実施しているアドバイザーとしても引き続きお力をお借りしているところになります。

この事業の中では、子供の意見聴取の取組は、資料7にもございますとおり、この事業における保育園児の観察ということでございました。この中で、子供の姿としては、自然と関わることの中でふだんは虫に触れられない子供が自然と触れられるようになる姿であったりですとか、子供の育ちを支える保育者の側にも子供さんの気づきによく耳を傾けて、子供たちの心が動く瞬間を大事にするということについて気づきがあったということで、こうしたことが確認といいますか、そういった発露があったということが報告されているところでございます。

子供主体の保育については、今の御説明になります。

それから、久芳委員のほうから児童発達支援事業のことについてお話があったと存じます。児童発達支援センターの開設というのは障害者施策推進部の所管にはなりますけれども、御指摘のとおり、今回国のほうで基準の改正が行われております。この後、最後のほうで条例の御説明の中でも改めて御説明さしあげたいとは思いますが、保育所や、幼保連携型認定こども園などに児童発達支援センターが併設されている場合については特有の設備、それから専従の職員、人員について、支障のない限りにおいて共有を可能とするという国の制度変更がございました。これを受けて御発言いただいたものと承知しております。

いただいた御意見は、障害者政策推進部とも共有しながら進めてまいりたいと思えます。御意見ありがとうございました。

以上になります。

○山本会長 大体そのくらいでしょうか。

あともう一点ですか。どうぞ。

○軽部教育庁総務部教育政策課長 教育庁でございます。御意見ありがとうございます。

初めに、安部委員から最初のほうで意見をいただいていた、子供の権利とか子供の意見表明に当たって学校の教員の役割が重要だというのは御指摘のとおりでございます。

ただ、この計画上どういうふうには書き込めるかというのは事務局のほうと相談させていただきたいと思えます。

あわせて、パブコメですね。子供の意見に対する答え方みたいなところでも御意見をいただいている、割と教育委員会が答えているものが多いのでちょっと申し上げたいと

思います。

どうしても正確に答えを書こうとするとちょっと硬い文章になってしまうというところがありますので、表現について見直せるかというのは考えたいと思います。

あわせて、先ほど例でいただいたのは、例えば教員の処遇ですとか教員の配置についてはおっしゃるとおり国のやる部分が大いなので、国への要望等については今までもやっておりますし、今後もやるつもりでおりますので、その辺りは引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

そのほか、漏れているところはないでしょうか。大丈夫でしょうか。

久芳さん、何かございますか。

○久芳委員 私の御質問について保育課長さんがお答えになったんですけども、障害対策の課長さんはこの場にはいらっしゃらないのでしょうか。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 本日欠席させていただいておりますので、いただきました御意見につきましてはきちんと事務局のほうより共有させていただきます。

○山本会長 よろしいですか。また御回答は事務局のほうからしていただけるということですので。

○久芳委員 中間見直し案の中にも結構、障害児のところは幾つもあるのに、その担当課長が御欠席というのはさすがにどうなのかなとちょっと思うところがあるので、これではと思いますが。

○山本会長 年度末でお忙しいこともあるのは仕方がないかと思っておりますので、今いただきました御意見は久芳委員からの御意見ということで障害担当のほうにお伝えいただくということで御了解ください。すみません。

議事がありますので、先に進ませさせていただきます。私も個人的にちょっと確認したいなということも幾つかあるんですけども、事務局はいつでもオープンだと思いますので、何か不明なところがありましたら後日御連絡いただくということで御了解いただければと思います。すみません。

では、本日の2つ目、こちらのほうのお時間が必要だということで伺っておりますので、「「こどもシンポジウム」発表内容のフィードバックについて」ということでお話をさせていただきたいんですけども、ここで理事からの御挨拶ということが入っております。

○木村福祉保健局理事 お時間をいただきましてすみません。中間まとめの見直し案につきまして議事が一旦、終了したということですので、私のほうから子供政策連携室、それから生活文化スポーツ局、教育庁、福祉保健局を代表いたしまして一言だけ御挨拶を申し上げさせていただきます。

この間、中間の見直しに当たりましては様々に皆様お忙しい中、御議論いただきましてありがとうございます。また、本日も様々に御意見をいただきましたので、こういった意見も参考にさせていただきながら、今後の施策に向けて進めさせていただきたいと思っております。

また、先ほど来話題になっております今回の見直しに当たりましては、「子供の意見を聴く取組」ということで、様々な形で子供の意見をお聞かせいただいております。まだ試行錯誤といえますか、ようやく始まったところではございますけれども、これから東京都施策全体でこういった形で「子供の意見を聴く取組」をしっかりと充実させていただきたいと考えているところでございます。

また、今回見直し案にも反映いたしましたけれども、子供施策をめぐっては、国も含めて東京都でも先進的な取組ということで様々な取組をさせていただいております。

これから少子化ということもありますけれども、先ほど話もありましたように虐待防止ですとか、様々な形で子供をめぐる環境も変わっていますし、これから施策を充実していかなければならないと思っております。

今回いただいた意見を我々としても参考にさせていただきながら、これからしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも委員の皆様にはぜひ御理解と御協力を賜りたいとお願い申し上げまして、簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、公務によりまして理事はここで退席とさせていただきます。申し訳ありません。

(木村福祉保健局理事退室)

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 では、引き続きよろしくお願いたします。

○山本会長 では、すみませんが、先に進ませていただきます。

検討事項の2つ目となります「こどもシンポジウム」発表内容のフィードバックについてということで、事務局から説明をお願いいたします。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、資料8と参考資料3を御覧ください。

本日御検討いただきたい資料8を中心に御説明をさせていただきます。11月に研究の発表が行われました「こどもシンポジウム」につきましては、子供・子育て会議の委員の皆様のお協力をいただきまして、その発表内容について委員の皆様のお意見をいただき、発表していただきました中高生へフィードバックするということとしております。

参考資料3が当日のプレゼンテーションで中高生たちが使った資料、資料8がフィードバック案になっております。具体的に資料8の真ん中、＜東京都子供・子育て会議委員の意見（要約）＞に、本会議でいただきました御意見を盛り込みましてフィードバッ

クをしたいと考えておりますので、この部分について御議論いただければと思っております。

発表で提案のあった内容につきましては、この空欄の1個上、<みなさんからの提案内容（要約）>というところに記載されておりますので、こちらを中心に御説明させていただきます。適宜、参考資料のほうも御覧ください。

まず、グループ1でございますけれども、テーマは一番上に書いてありますとおり「思春期の健康や性について相談したいとき」をテーマに活動をしていただきました。

皆さんからの提案内容は、世界と比較し、活発とは言えない性教育を改善するため、男女別クラス編成やワークショップの開催などを提案していただいた。

これは各国の性教育を具体的にかなり調べていただきまして、こういった特徴があるのかというのを比較して発表した上で、日本ではこういうことが足りないんじゃないかというような御提案をいただいているものとなっております。

それから、性に対する悩みを話しやすくする環境づくりのためにはどうしたらいいかと、アンケートを実施して、その結果を踏まえて御提案をいただいております。

具体的には、相談者が相談相手や相談形態を選べる「マッチング相談」をしたらどうかということと、それから啓発活動やコミュニティ形成の意味を込めたイベント型の事業として「イベント相談」をしてはどうかというような御提案をいただきました。

これに関します担当部署の回答といたしますか、現在での考えなどにつきましては、最下段の一番下の欄に記載をしているとおりでございます。

続きまして、駆け足になりますけれども、グループ2のテーマでございますが、こちらは「性別による無意識の思い込み」をテーマに発表をいただきました。

まず御提案の1点目は、LGBTQ+の認知度や理解度が低い親世代に向けた認知度向上のための施策が必要だというふうの問題意識を持たれています。これは、中高生の皆さんが、どうしてカミングアウトしにくいんだろうというような問題意識を持ったときに、この親世代に向けた普及啓発が必要なのではないかと考えられまして、そのための具体策としてSNSの活用と、それからTシャツによる広報というのがいいのではないかとということで御提案をいただいたものでございます。

それから、女性の政治参加や社会進出に関する現状の課題についていろいろと検討していただきまして、保育サービスをさらに充実させることが必要ではないか、そのためには保育現場に高齢者の人材を生かすことを目的とする「3世帯保育園」というものを導入するのがいいのではないかと御提案をいただいたというのがグループ2でございます。

続きまして、グループ3が「デジタルを活用した社会」でございます。

<みなさんからの提案内容>でございますけれども、各教科でのデジタルの活用方法、教科外での活用方法だけでなく、学校外での学習コンテンツについても様々こんな活用方法があるんじゃないかということをご提案いただいております。

また、各学校におけるデジタル教育を推進するためのシステムとして、生徒たち自身自身で構成されたGIGA推進委員会というものを設置してみたらどうかというような運用に当たっての御提案や、具体的な授業案、教材・学習コンテンツの共有などについても御提案をいただいております。

また、そのデジタル教材等の可能性として、障害のある生徒、登校できない生徒、外国にルーツのある生徒に対してデジタルを活用するアイデアとして、アクセスリーディングの活用ですとかメタバース登校、多言語絵本などを提示しまして、紙で個別にそれぞれに応じたものを用意していくというのは難しいけれども、デジタルを活用すればちよっとその敷居が低くなって多様化した社会に対応できるのではないかとといったようなデジタル活用の御提案をいただいたというのがグループ3でございます。

グループ4は、「子供の成長に関わる仕事」をテーマに研究発表をいただいております。このグループが具体的に着目された子供の成長に関わる仕事は3つございまして、1つが教師、次がスクールカウンセラー、そして最後が保育士、それぞれに着目をされています。

まず教師につきましては、生徒にアンケートを取ったり、教師にインタビューをしたりというようなことをしまして、教師という仕事の印象や楽しさ、魅力をまとめて、高校生向けの教育実習が必要なんじゃないかという案をつくっておられまして、自作のパンフレットなども作成していただいて御提案をいただきました。

2点目、スクールカウンセラーにつきましては、スクールカウンセラーの不足を指摘しております。それから、生徒が行きやすく、またスクールカウンセラーという職業に親しみが持てるようにするには、まずカウンセラールームの環境整備が有効ではないかという御提案をいただいております。

最後が保育士不足解消のためということですが、身近な中高生に行ったアンケート結果などをきっかけに「中高生による中高生のための保育体験」というのをやるのがいいのではないかという御提案です。中高生の保育士という職業に対する理解が深まるだけでなく、保育や子育てについての知識が身につくというようなさらなる効果も期待できるのではないかという御提案をいただきました。

最後のグループ5が「放課後改造計画」でございます。こちらも、具体的な施設に調査に行ったり、施設の方にインタビューを行って意見交換をしたりなどした上で、既存の施設である児童館を中高生の放課後の居場所として活用する可能性について御提案をいただきました。

中高生が放課後の居場所とするには、出会いがあって人間関係を広げられる場であることや、非日常的な体験ができることなどが求められるというふうに主張されています。

中高生が使えるようになるためには、継続的な利用のきっかけとなるイベントや、近隣の中高生に対する周知、それからカフェなどの人と人が交流できるような場の設置が必要ではないかというような御提案をいただいております。

各グループの発表内容の概要につきましては、以上でございます。

御説明は以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

今、御説明がありましたけれども、ちょっと時間は押していますが、でもこれから時間を取りたいと思いますので、資料8の〈東京都子供・子育て会議委員の意見（要約）〉という今、空欄になっているところですね。ここに書いて子供たちに返すことが必要ということで、委員の皆様方からの御意見を要約して返したいというところなので、今、5個グループがありましたけれども、どこかでも結構ですので、この子供たちの提案や問題意識に対して少し意見というか、御回答をしていただく、またこの下のところは先ほどからもありますけれども、お役所側からの回答ですので、こういった事業の説明ということだけではない回答をしていただけないかなと思います。

必ずしもこの提言に関係しない御意見でも結構だということですので、子供たちからの企画で出てきた、例えばイベント型とか何とか型というのはちょっとねとか、そういうような形で批判したり意見を言ったりという必要もないと思いますので、全体としてこういったところに対する子供たちの問題意識について、委員としてはどういうふうにか考えるかというところをお聞かせいただきたいという趣旨だと思いますのでよろしくお願いたします。いかがでしょうか。

青木委員、お願いします。

○青木委員 子供たちの意見を聞いて、そしてそれに答えるということは物すごく難しいことだと思うんです。一つ一つ、日本人の場合はどうしても相手の方をおもんばかって、そして子供であってもその意見を踏まえてやろうというふうにするあまり、どうしても抽象的な答えになって、現状こうしています、全般的にこう取り組んでいきますということになりがちだと思うんです。

ですから、できることであれば、その中から1つでも、これについては具体的な検討をするようなことが出てくると、やはりこういったことをやる価値があるというふうにか子供たちにも思っていたかかなと思うので、全般的なことですけれども、これからも子供たちの意見を聞くということはぜひやってほしいのですが、併せてそういうやり方についていろいろ工夫をしていただきたいと思いますと思っております。

その場で答えられないこともあるかもしれませんが、そして結果として一つでも新しいことがその中からできたということになれば、次にまたこういった会を催すとき、子供たちにもそのことを理解していただいて議論もより活発になるかと思しますので、ぜひよろしくお願いたします。

○山本会長 青木委員、例えばですけども、この中から子供たちの提案の中で、これだったらできるんじゃないかと思われるところがありましたら、議論のヒントにお願いします。

○青木委員 実は、この中で児童館の話が出ています。児童館は確かに東京都ではなくて、

個別に区市町村でやっていますけれども、既に葛飾区の場合ですが、従来の児童館についてはやはりどうしても範囲が決まってきた、利用をする方が固定化するとか、ここで子供さんが言っているようなことに対応していないということがあって、議会等でも一部反対はされていますけれども、子ども未来プラザという名前で多くの方が多目的に利用できる形の新しい施設をつくり始めています。そういうことによって、実際にはつくった後、人数が従来に比べても本当にたくさん来ている状況になったりしています。

ただ、従来のほうがよかったと思う人ももちろんいるわけで、そういう議論はありますけれども、やはり新しく手直しをしていくということをいろいろな場面でやっていくことが大事かと思っていますので、もちろんこの場でそれがどうというわけではありませんけれども、そういったことは可能だと思いますので、ぜひやってほしいと思います。

- 山本会長 ありがとうございます。既にもうそういった取組を、反対もあったけれども、やってみたという事例もあるので。でも、実際の利用があれば、例えば子供たちにもこういうところもあるよということで広げていければと思います。ありがとうございます。成川委員、お願いします。

- 成川委員 成川です。

まず全部を通してなんですけれども、東京都のほうの回答が去年に比べて断然いいなと思って、受け止めてちゃんと回答をしている感が出ていてすごくいいなと思って、私は感動しました。それで、一つ一つ答えていくと多分あれなので、後でまた送ってもいいですか。

それで、今は1点だけ、グループ2の「性別による無意識の思い込み」というところで、親世代が全然分かっていないよというので、Tシャツによる広報をというような提案をしていただいたのはすごくいいかなと思います。

あとは、QRコードを読み込めない親世代も多いです。写真を撮っちゃう人とかも多いので、そういうところはもう一歩、大人側が少し考えて、Tシャツなり何なり広報できるようなものをこちらもちょうんと考えて、これは実現できるといいなと思いました。

あとは、3世帯型保育園についてもすごくいい取組だと思うんですけれども、高齢者だから手伝ってもらえば誰でもいいというわけでもないと思うので、やはりその人材の育成という部分でも今、東京都でやっている、全国的にやっている子育て支援員の取組を活用したりするようなどころを入れつつ、これも実現できるといいなと思いました。

以上です。

- 山本会長 ありがとうございます。私もそう思いました。回答については大分変わったかなと思います。

オンラインで湯澤委員から挙手があったかと思っていますので、湯澤先生お願いします。

- 湯澤副会長 ありがとうございます。

この意見の要約というところをどんなふうに戻していくのがいいのかと考えたときに、

ポジティブなフィードバックをぜひそれぞれに入れていただけたらと思いました。

といいますのは、最初のものでしたら社会と比較したような視点というのはすごく重要で、そこから見えてきたものも大きいと思いますし、次の2では女性の政治参加というところまで意識を入れて保育のことを考えているという視点もすばらしいと思いますし、グループ3のところではやはり多様性、障害とか、登校できない、外国にルーツのあるお友達のことをすごく多様性を視野に入れて検討しているとか、それぞれのグループで本当にすばらしい視点があるので、その辺りのその視点に対してのポジティブなフィードバックができたらいいなと思いました。

あと一点だけ、グループ1の性教育のことなんですけれども、やはり世界と比べてみて日本の状況が見えたところはすごくいろいろあるのだろうと思ひまして、どんな点がより自分たちで取り上げていきたいと思ったのかというところは伺ってみたいなどと思つたところではあります。

この性教育の手引というのは、私は平成31年のものしか見ていないんですけれども、その中でも例えば避妊法とか人工妊娠中絶などは中学校の学習指導要領には示されていない内容なのですが、それを学校で教えているというところが9%、教えていないというところが91%なのですが、この辺りは若者のニーズとしてはもっとそういうことを子供たちは知りたいというニーズがもしかしたらあるかもしれないとか、正しい知識というところにそごがあるかもしれないのかなというふうに思っているところがあります。なかなか難しい問題ではあるかと思ひますけれども、いろいろとこちらが学ぶことも多いなと感じました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

性のことについては今、御指摘もありましたとおり、日本全体の後ろ向きというか、ある程度限定的な状態で非常に諸外国から遅れているということもあるので、これが子供たちから、きちんとした情報をやはり公的なところから出してもらいたいという声が出ているのであれば答えていけばいいのかなというふうに思ひます。

そのほか、東委員どうぞ。

○東委員 ありがとうございます。

私は今、短大のスクールカウンセラーをしていますので、このスクールカウンセラーについて調べていただいた御提案は大変うれしく思ひました。

ここで、こちらの提案内容の中にスクールカウンセラーの不足というのがあります。これは生徒からの御指摘だと思うんですけれども、この実数についての資料というのをお示しいただくというのは今後可能でしょうか。

恐らく東京都での派遣の数と、あとは区市町村での派遣の数とで差が出ているのではないかと思われるんですが、まずそういった実態のエビデンスですね。それをちょっと知りたいなと思ひつております。

それから、私自身が学校でスクールカウンセラーを行っているときにすごく感じるのは、勤務時間が子供たちの通ってきている時間と重なるわけなんですね。9時から5時とか、そういった時間になったりしますと、学校に來られていない生徒さんは例えばその時間に来るとか、教室に行けないお子さんが來るといことはあります。あとは、保護者の方の御相談に応じることはできるんですね。

ですけれども、多くの生徒さんが学校が終わってから相談をしたいとか、あとは土日祝といった学校に來ていないときに相談したいといったときは対応できないんです。そういったところ、実態に合わせた相談しやすい環境というのか、空間というよりも時間帯とか配置ですね。そういったところの工夫というのをぜひ考えていただきたいと思っております。

それから、方法についてです。実際に学校の現場のスクールカウンセリングの方法は対面が基本なんですけれども、電話では可能かどうかというところですね。それから、今かなり進んでいると思いますけれども、オンラインでの相談が可能かどうか。そういったところが学校によってかなり違ってくるので、都としての見解とか、教育委員会としての見解とか、費用の問題もあると思いますので、そういったところも実態を教えてくださいたいと思いました。

以上です。よろしく願いいたします。

○山本会長 一応意見とすると、東委員からここで今日のお答えという、カウンセラーの不足ということもあるんだけど、地域によって勤務時間の問題であったりとか、方法の問題であったり、環境の問題であったり、いろいろな違いがあるので、そういうところを考えながら子供が相談しやすいような形に変えていく必要がありますねということを書いてもらうことは可能でしょうか。

そして、今の御質問でエビデンス、何をもって不足と子供たちが言っているのかとか、今、質問がありましたけれども、それはまた別途、担当のほうから答えていただく形で、ここでいいということですよ。

だから、もしこの下のお答えのところ担当課が答えられるのであれば、ある程度答えていただいてもいいのかもしれないですね。

分かりました。ありがとうございます。

○東委員 お願いいたします。

○山本会長 オンラインのほうで、矢島委員と志村委員から手が挙がっております。

オンラインで、あと2人來ました。

では、矢島委員、志村委員、今野委員、岩崎委員と順番でお願いします。

矢島委員、お願いします。

○矢島委員 グループ1と2から、性教育であるとか、性に関する無意識の偏見について、子供たちから、自分たちの認識と親世代の認識、あるいは日本の社会の今ある制度は隔たりがあるよということを示していただいたのはとても重要なことだと思っています。

その中で提案されているような施策もとても大事だと思うんですけども、やはりその認識というのが、ただ知っている、LGBTという言葉やそうした存在を認知しているだけではなく、多分、「理解」がとても大事なので、子供の皆さんが理解していることについて直接大人と対話するような機会もできるといいのではないかと思います。

それと、私はプロボノの活動で、性的マイノリティーについてではないんですけども、ジェンダー平等のための女性のライフプランニングというテーマで、高校生の親御さん向けのセミナーを今年度やったんです。それは初めてやったんですけども、親御さんたちから大きな反響があって、今まで全く知らなかったけれども、やはり知ることがとても大事だということで反響いただきました。ですから、皆さんの問題意識は正しくて、親の世代の方々にも今の社会の状況とか在り方を性に関しても知っていただくことがとても大事だと言えます。

ただ、一方で1点だけ、女性の社会進出のために保育が必要だという認識に関しては、90年代に日本では夜間保育とか休日保育とかまでやって女性の社会進出を促そうとしました。これは他の先進各国でやっていないことで、結局日本でも、夜間や休日に子供を預けてまで働きたいと思わない、という女性も多くなってしまった。その反省から、今は日本でも、男女ともに働き方を見直して、ワークライフバランスが可能な働き方を目指す方向で両立支援が行われています。ですので、保育サービスも重要なんですけども、保育サービスだけではなくて男女ともに働き方を見直して、過度な保育の必要性を減らすという視点も必要なんだということもできれば子供の皆さんにも知っていただきたいと思いました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

今の御意見をそれぞれのところに入れる感じにさせていただければと思います。

労働時間については、パワポのほうに少し書いてある部分もあったかなと思うので、今、矢島委員からの意見もありましたし、私も労働時間全体を見直していくという視点がないと、誰かに負担が集中してしまう社会は変わらないと思うところもありますので、子供たちの意見に対して書き加えていただければと思います。

では、志村委員お願いします。

○志村委員 都民委員の志村です。

まず、グループ3の資料なんですけれども、デジタルをテーマにしているということもあって、資料の作り方がとてもきれいで本当に素晴らしいなと思いました。

もう一つ、グループ3で少し気になったことというか、感想なんですけれども、例えば登校ができない生徒のメタバース登校だとか、デジタル、オンラインでの授業の参加を登校扱いにするという御提案があったのですが、一部の大人からすると、本当に学生のみんがこれをいいと思っているのか。

例えば、一部の子は、こういうのはずるいな、私もそうしたいのに私は学校に来られ

ちゃうから、来られないって言っている子はずるいなと思っている子はいないのかなど、半分ちょっと心配する面もあるんです。

ですから、私たちはこういうのをずるいと思わないです、こういうのをぜひやってほしいですということをこういった場で意思表示していただいたり、あとは反対意見が本当にないかという検証までしていただけると、大人としては安心してこういう環境をこれから整えていけるなと思いました。

続いて、グループ4で中高生が企画する中高生のための保育体験型プロジェクトということで、現在の状況を中高生が企画しているものはないというふうな記載があるのですが、実は私が民間のほうで私立の高校生が保育所体験を企画して、実際にSNSなどで集客もして自分たちが体験したものをPRするという活動の支援をやっていたんですね。

ですから、これを見て、中高生が企画しているものはないとおっしゃった子たちに届かなかつたんだなど、すごく悔しい思いをしました。自治体などが実施しているものだと、中高生への直接の広報は難しいという記載もあるので、どういった広報をしてもらえれば皆さんに届くのかというのも、もし機会があったら教えてほしいです。

あとは、民間の活動は意外と大きい企業さんじゃないと皆さんになかなか届きにくかったりもするので、ぜひその辺りは自治体が間に入っていただいて、中高生が本当に欲している活動を民間との間に入ってつなげていただくということがあるといいなと思いました。

最後に、グループ5のプレゼンテーションです。こちらは、発表のつくりとしてとても分かりやすく、最後にはこういうふうにしてほしい、自分たちはこういう問題を考えていて具体的にこういうふうにしてほしいんですというふうに大人に提案していただいたのはすごくうれしいと率直に思いました。

ですから、これも先ほど申し上げましたが、意外と民間でできることというものもあるので、お子さんたちの声と民間を自治体の方にぜひつないでもらって、せっかく具体的な提案をしてもらっているわけですから、でも、児童館というと、なかなか自治体のほうが多くて民間でやっているところは少ないですけれども、児童館に似たような活動を民間がやっていることもあるので、この具体的な提案が形になって、最終的には提案してくださった皆さんにフィードバックというか、経験として返せるようなことをぜひ自治体を中心となって渦をつくっていただければいいなと思いました。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

では、今野委員お願いします。

○今野委員 まずグループ2の「3世帯型保育」とグループ4のほうでも保育士の不足という話もありました。今後、もちろん少子化の中で現状の保育士不足というのが少しずつ落ち着いてくるとは思うんですけれども、それでも今後これからどんどん幼児教育自

体を充実させていくということは大きな国のテーマとして必要なことですので、やはり保育士さんなり、幼稚園の先生なり、幼児教育に携わる方たちを増やしていかなければいけないというのは絶対に大きな課題だと思っています。

ですから、やり方として3世帯型という具体的な提案としていただいでいて、いろいろなアプローチで高齢者の方たちにどう活躍していただくかというのはまた別のテーマとしてあると思うので、それこそ高齢者の方たちのニーズがどんどん増えていく時代になるわけですから、若い方からの提案で具体的な3世帯というのは今後大きくちゃんとしっかり現実に向けてやっていくべき課題だと思っていますので、とても貴重な意見だと思いました。

グループ4の中高生の保育体験に関しては、逆に我々保育の現場にいる者からすると保育士不足というのはすごく大きな課題で、保育士、幼稚園教諭免許を取る養成校さんに対して一生懸命アプローチをしているんですけども、養成校さんも生徒が少なくなってきて、どんどん学部がなくなっちゃうようなことが現状起きているんです。そういう意味では、今回、考えてもらった若い人たちに、ではどうしたらみんなこの業界に来てくれるのか聞きたいぐらいなんです。

ですから、大学生にアプローチしても遅いので、中高生たちに我々はすごくアプローチしたいと思っているので、どういうふうにしたらみんな来てくれるのかを直接聞きたいなと本当に思いますので、そんな機会もつくっていただいたらうれしいと思いますし、ぜひそんなフィードバックをしていただきたいと思っています。

以上です。よろしくお願ひします。

○山本会長 ありがとうございます。

では、岩崎委員お願いします。

○岩崎委員 私からは1点なんですけれども、グループ4の「子供の成長に関わる仕事」というところで、教員であったり、保育士さんであったり、それからスクールカウンセラーさんのことも書いてありましたが、いずれにしても保育、学童クラブも含めて居場所とか、子育てに関わる仕事に従事する方々にどんな魅力があるか、人材の確保にフォーカスしてというふうに考えると、子供たちの意見がすごく前向きであると思いました。では実際にその現場で働く人たちがどんなふうに働いているのか。これだけ「人材確保が難しいと言われている中で働く」ということに視点を置いたときに、先ほど労働時間全体のことが問題だよねというような御意見もありましたけれども、働き方改革ですとか、離職率に歯止めをかけるとか、そういうことも考えていくと、実際に働いている中での労働条件や労働環境、具体的な働き方との実態に対して、これだけ東京都も含めて様々な施策を計画に基づいて進めているということも前向きに発信していくといった視点が少し入るといいなと思います。

私たちは労働団体なので、働いている方がいかに安全で長く手に職を持ってずっと働き続けられるか。心を病んだりとか、先生たちのメンタル、保育士さんたちのメンタル

がいろいろ問題になっていますけれども、そういったところも含めて安心してこれから働いていくことができる環境を整えるために、いかに全体で考えているかということ発信していくといいかと思いましたので、その1点だけ御意見させていただきます。

以上です。

○山本会長 ありがとうございます。

多分、皆様方もそれぞれまだ御意見などもあるかとは思いますが、もうそろそろ2時間を迎えようとしておりますので、今、成川委員からもありましたけれども、書面でそれぞれのグループに対してもしこういうことを回答したいというところがあれば、メールなどで書いて送っていただくということによろしいでしょうか。

ちょっと関連しているテーマで、この方はどうなのかなと思われるようなところがあれば事務局のほうから御連絡いただいて、どうですかと御意見をいただくということもさせていただきたいかと思うんですけれども、よろしいでしょうか。子供たちに空欄で返すわけにはいきませんし、何とか前向きな回答が埋まるような形で作成をしたいと思しますので、御協力よろしく願いいたします。

では、八木さん、短めにお願いします。

○八木委員 「3世帯型保育園」を発表されたグループで、「特徴3」の父親の育児参加の育児をしない理由に「育児の仕方が分からない」ということを取り上げているところがすごく鋭い意見だなと思っておりまして、自治体によっては両親学級、母親学級もなかなか受けられないぐらい、今はコロナ禍だったというのもあったのかもしれませんが、やはりやり方を知らない、せつかく育休とかという制度があったとしても、家に帰って何かお手伝いすることが少ないとなると、逆に母親はもう一人世話といいますか、なかなか楽にならないというところもあったりするので、育児の関わり方というのを学ぶ機会を持つことが大事かなということで、これならばできるというのが、例えばお風呂に入れることができるかというのが分かれば、休みじゃなくて時短という形で働き方を変えることで母親の負担を減らしたりして女性の社会活躍も助けることができるのではないかと思いました。

また、そういう保育の視点というのを教わることによって、不適切な関わりというのを実際に知ることによってそういうことも防ぐ一歩になるかもしれませんし、保育の仕事というのがこれだけ多岐にわたって大切な仕事だということが分かると、中高生にも知ってもらうことによって、処遇についても、もっと高くてもいいのでは、手厚くしてもいいのではないかというような意識も他世代に広がるかなと思しましたので、こちらの意見はいいなと思しました。

○山本会長 ありがとうございます。ぜひ書き込んでいただきたいと思します。

内野委員、ございますか。

○内野委員 お時間がないようなので、別の機会に。

○山本会長 そうですか。大丈夫ですか。

- 内野委員 大丈夫じゃないですが。
- 山本会長 大丈夫じゃないならば、言ってください。
- 内野委員 個別のこのテーマではなくて全体的な報告書の印象なんです、国のこども家庭庁ができるに当たっての取りまとめは。
- 山本会長 この意見のことではなくてですか。
- 内野委員 今の取りまとめの仕方です。今、恐らく福祉保健局さんのほうで取りまとめられたこの形式、子供たちの意見を落とし込むときに、例えば教育庁さんが小学校以上の部分にまず落とし込む。保育所の就学前教育、保育の部分は、福祉保健局さんが落とし込む。それで、私立学校の小学校以上の部分についてちょっとだけ生活文化局さんが書く。
- これは、いろいろチルドレンファーストとか言っているんですけども、結局、局ごとの政策というか、自分の所管に全部落とし込んでいて、一方で今、国のこども家庭庁が厚労省のこども家庭局を持ってきて、文科省に対しても意見を言ってやろうとしている全体像です。
- それぞれのテーマが全部、国のほうではグラデーションになっているんですよ。この部分はこの所管というのではなくて、文科省に近い部分は紫とか、こども家庭庁が主なところは黄色だったかな、間のところはグラデーションになっている。各団体も含めて、あるいは当事者も、子供たちも含めて様々なヒアリングを日々重ねていて全く新たな仕組みをつくろうと思っているときに、東京都がどうしてこうやって既存のセクションとか、既存の保育所は保育所、ここでは認定こども園なんか全く抜け落ちているし、幼稚園などは幼稚園の「よ」の字もないし、幼稚園教諭というものはもはやない。
- 山本会長 ごめんなさい。今おっしゃっているのは、計画策定のつくり方じゃなくて、この子供たちの。
- 内野委員 違います、これの回答です。これからフィードバックしようと思っている文章で、このままのフィードバックになるかどうか分からないですけども、私たちに落とし込んできた。
- 山本会長 この構成がということですね。
- 内野委員 これを戻すときに、恐らく子供たちがそれぞれ持っている多様な世界観を全て、この部分は国語ね、この部分は算数ねと落とし込んでいっているようにしか見えないので、今、子供施策に対する司令塔もできているし、知事もこうやって発信をしているときに、何でこんな旧態依然の、国で言えば省益に縛られたようなかつてのようなものになってしまうのが非常に残念で、委員の方々も広くいろいろと御意見を言ってくださっているんですが、その取りまとめはそれぞれのセクションに落とし込んでいったら何も変わらない。
- 知事の思いというのは実現しないんじゃないかと思って危惧しています。
- 山本会長 分かりました。おっしゃりたいことはよく分かりますので、少し御意見いた

だいたということ、何とか庁で回答、ここで終わりというふうにならないように、その意見が全体に子供にとってどういうふうになったらいいのかということをもっと幅広くいろいろな部局で受け止めてフィードバックをする形に考えてみたらどうかという御意見ですね。

分かりました。大変貴重な御意見だと思いますので、私も若干その辺りは気にはなってはいたのですが、今、内野委員からもきちんと御発言いただきましたので、今後の返し方ですね。

ですから、今、委員の皆様からいただいた御意見も、グループ2とか、3とかいろいろありますけれども、もしかしたら共通で言えるようなことということでもとめるようなところがあってもいいのかもしれないし、そういうような形でもう少し見せ方の構成については検討させていただくということで今回は御容赦いただいてよろしいですか。

○内野委員 私たち自身にバイアスがかかっちゃっているんじゃないか。子供たちに対してですよ。

○山本会長 ありがとうございます。

では、私の議事の進行で大変申し訳ないのですが、実はもう一つ、評価指標についてということがあります。

これは、次回細かくもう一回検討する事前アナウンスだと伺っておりますので、今回新たに盛り込まれた項目の評価をどう考えるかを今度検討するというお話で話をいただきたいと思います。お願いします。

○小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

最後の評価指標に関する部分につきましては今、会長からも御説明いただきましたとおり、具体的な検討は次回を予定しております。今回計画の中間の見直しを行いました。また、これまで中間の見直しを行うに当たって評価指標に関するような御意見というのにも既に出てきているところですよ。

ですので、見直した内容に応じて、または状況の変化等に応じて、このタイミングで評価指標・アウトカム等を見直したらどうかと考えておりますので、それについて御意見をいただきたいということで資料をつくっております。

資料9につきましては、現行の子供・子育て支援総合計画の評価指標とアウトカムのつくりでございます。評価指標として、それぞれ何を設定して、アウトカムをどういうふうにとっているのか。あるいは、そのアウトカムとしては設定しないけれども、事業実績によって評価するものは何なのかというのを一覧表にしてまとめているものです。

これにつきましては御説明する時間がないので、後ほど御覧いただければと思いますが、これを御覧いただきまして今後新たに反映したらどうか、もしくはこのままこのアウトカム等と取っていていいのだろうかというものについて次回御議論いただきたいと思っております。現段階で何かもう既にお気づきの点等があれば、次回の検討までの

参考にさせていただきたいので御意見をいただければということで議題とさせていただいております。

ちなみに、既にこれまでの議論の中で出てきました御意見としては、子供の意見を経年で継続して聞いていったらどうかという御意見、保育の質に関する指標について、具体的な案はないけれども、もう少し検討の余地があるような気がするという御意見や、実施数をカウントするときに単位は区市町村数がいいのか、施設数がいいのかということについてももう少し検討の余地がある指標があるのではないかとすとか、不登校の理由についてももう少しヤングケアラーの視点を入れたらどうか。

あるいは、いろいろな制度、設備を整備していくんだけど、それが増えることが子供にとって本当にいいことなのかどうかも併せて評価するような指標が必要なんじゃないかとすとか、不登校に関する既存指標につきまして、不登校の児童数だけじゃなくて、例えばフリースクールなど、何らかの支援につながっている児童がどれぐらい増加しているかも見ていったらいいのではないかなど、既に幾つか御提案をいただいているようなものもございます。

これに加えて、もし現段階でこういった視点もあればということがあれば自由に御意見いただきまして、具体的には次回議論させていただければと思っております。

以上でございます。

○山本会長 ありがとうございます。

そういうことなので、今日も少し御意見いただく時間があればよかったですけれども、ちょっと時間的に厳しいことなので、今、御説明いただきましたとおり見ていただいて、今、既に出ている意見として何点か挙げていただきましたけれども、プラスで次回の委員会の前に、もう既にこういうのはどうだということがありましたら出していただいて、それを踏まえた上で次回の委員会を開催したいと思っておりますので、ぜひこの評価指標はいろいろな見方があると思いますので御意見いただければと思います。

それでは、最後に報告事項が1点ありますので、こちらをお願いいたします。

○大村福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 参考資料4を御覧ください。保育支援課の大村でございます。「認定こども園に関する条例等の一部改正について」の御説明をさせていただきます。

この資料の1枚目、上段の囲みを御覧くださいませ。

国におきまして、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の制定などがございまして、これに伴いまして幼保連携型認定こども園に関する基準などについても改正が行われております。これを受けまして、認定こども園に係る都の条例、それから施行規則の該当箇所を改正いたしますので、本日この内容について御報告させていただきます。

改正する条例・施行規則は一番下の囲みを御覧ください。認定こども園の類型によりまして、条例、規則、分かれております。根拠となる国の規定も異なります。

今回、「幼保連携型認定こども園」、それから「幼保連携型以外の3類型」、これは、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園を指しますが、それぞれの条例・規則につきまして国の改正に合わせて該当箇所の改正を行います。

資料の中段、「改正内容」の部分を御覧ください。

【施行日】令和5年4月1日、改正事項は表記載の5点でございます。

表の右側に「幼保連携型」「その他」の記載がございます。「その他」は、幼保連携型以外の3類型であります幼稚園型、保育所型、地方裁量型、こちらを差します。類型により、改正の対応状況も異なってございます。

表中、条例、規則と記載されている箇所につきましては、条例規則の改正を行います。

※印が入っている箇所につきましては、条例規則の改正は行わないのですけれども、別の対応をいたしますため、表の枠外、※印の1から3までその内容をお示ししてございます。

詳細は、次ページ以降で改めて御説明申し上げます。

その他、民法改正に伴う「懲戒に係る権限の濫用禁止」、こちらの規定の削除も併せて行います。施行日は、令和5年3月31日となっております。

それでは、改正事項の具体的な内容を御説明申し上げます。1枚おめくりください。

改正事項の1点目、「バス送迎に当たり所在確認や安全装置の装備を義務付け」でございます。

改正の経緯でございますが、昨年、令和4年9月の静岡県の認定こども園で発生しました送迎バス置き去り事故を受けまして、国の関係府省会議において「送迎バスの安全装置の設置の義務化」などについて緊急対策が決定されたことに伴っての改正でございます。

改正概要でございますが、2点あります。

1点目、認定こども園におきまして子供の通園、園外での活動、それから取組等のための移動等のために自動車を運行する場合につきましては、点呼等による子供の所在確認を行うことを義務づける規定を新設いたします。

2点目ですけれども、認定こども園について通園を目的とした自動車を運行するときは、ブザーその他の車内の子供の所在の見落としを防止する装置の使用を義務づける規定の新設を行います。

都の対応といたしましては、国の改正のとおり、3類型の認定こども園について「条例」改正を行います。

幼保連携型認定こども園につきましては、こちらにありますとおり、学校保健安全法施行規則の準用により義務づけられるため、条例改正は行いません。

次ページでございますが、改正事項の2点目、「業務継続計画策定等の努力義務化」でございます。

改正の経緯ですけれども、新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、平時から

の備え、それから流行時の業務継続の重要性が再認識される中、点線の囲み内になりますけれども、国のこちらの研究会の報告書で障害児入所施設や児童発達支援センターに義務づけられている業務継続計画の策定等について、児童福祉施設に対しては努力義務として求めるべきという意見が出されたことを踏まえて改正が行われてございます。

幼保連携型認定こども園に対して、こちらにありますとおり、「感染症や非常災害発生時における業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること」、こちらを努力義務として求める規定が新設されています。

都の対応といたしましては、国改正のとおり、幼保連携型につきまして「条例」を改正いたします。

3類型については条例改正は行いませんけれども、保育所型認定こども園につきましては児童福祉施設の条例改正により対応いたします。

それから、地方裁量型認定こども園につきましては要綱の改正により対応いたします。

さらに、次のページを御覧ください。3点目で「他の社会福祉施設（児童発達支援センター等）を併設する際の設備及び人員の専従規定を緩和」でございます。こちらが、先ほど久芳委員からお話があった点とリンクする国の制度の改正になります。

改正の経緯でございますけれども、障害児通所支援について事業所数が飛躍的に増加し、身近な地域で支援を受けられるようになった一方で、適切な運営、質の確保などが課題になっていることや、あるいはインクルージョンの推進の観点から、こちらの囲みにありますとおり国が検討会を設置しております。

この中で、児童発達支援等と保育所等で、障害の有無にかかわらず一体的な子供の支援を可能とする方向で、必要な見直し・留意点等を検討すべきとの御意見があったことも踏まえて改正が行われたものになってございます。

改正概要でございますけれども、幼保連携型認定こども園につきまして児童発達支援センター等が併設されている場合、特有の設備及び専従の人員の共用について、その行う保育に支障のない場合に限り、共用可能とする改正を行うものとなります。

都の対応としましては、国の改正のとおり、幼保連携型認定こども園につきまして条例改正いたします。

3類型については条例改正を行いませんけれども、保育所型につきましては児童福祉施設の条例改正により対応いたします。

地方裁量型認定こども園につきましては、通知により対応いたします。

実際の設備及び人員の専従規定の緩和に当たりましては、別途国からも留意事項を示されております。こちらの内容も踏まえて、支障がない場合に限り実施してまいりたいと思います。

次のページをおめくりください。改正事項の4点目でございますが、「看護師等のみなし配置に関する要件緩和」でございます。

経緯と概要ですけれども、保育所におきまして省令により0歳児を4人以上入所させ

る保育所に限って当分の間、看護師等お1人に限り保育士とみなすことができることとされていたところ、少子化の進行等によりまして4名付近になるケースが増加しました。看護師等の処遇が0歳児の入所に左右され、安定しないという指摘があり、そうした指摘なども踏まえ、今般この在籍人数の要件を撤廃する改正が行われてございます。

幼保連携型認定こども園につきましても、従来保育所と同様の取扱いとしておりましたけれども、安定した看護師等の勤務を可能とするため所要の規定整備を行うものとなっております。

ただし、0歳児の配置基準は園児3人に対して保育士1の配置になりますため、要件の撤廃により、看護師等のみで0歳児の保育を行うことが可能となってしまうことから、保育教諭等と合同で保育を行うことや一定の知識経験を共有することといった別途の要件を設けることとなります。

都の対応といたしましては、幼保連携型こども園について国の改正に準じ、規則を改正いたします。

なお、都におきましては、みなしの対象は保育士、または看護師に限っており、准看護師はみなし対象となっておりませんので、この点については従前のとおりといたします。

3類型については、規則改正いたしません。

幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園につきましては既に規定があります。

保育所型認定こども園については、児童福祉施設の条例の施行規則改正で対応してまいります。

最後になります。ページをおめくりください。改正事項5点目、「虐待等の禁止に係る規定の追加」でございます。

経緯と概要でございます。児童福祉施設の運営基準におきまして、児童福祉施設の職員は入所中の児童に対し、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない旨を規定してございます。

幼保連携についても当該規定を準用して、都条例についても規定済みとなっているのですけれども、3類型についてもそうした行為をしてはならないことを明確化するものになります。

対応としましては、国改正のとおり、3類型の認定こども園について条例改正をいたします。

長くなりまして、申し訳ありません。改正事項については以上になります。よろしくお願いたします。

○山本会長 ありがとうございます。

こちらのほうは報告事項ということで対応していくということになっておりますので、また個別のところでは御質問がございましたら事務局のほうにお願いいたします。

では、もう4時を過ぎてしまいましたので、大変申し訳ありません。議事がうまくい

きませんでした。

最後に連絡事項を事務局からお願いいたします。

- 小林福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 本日も貴重な御意見をいただきましてどうもありがとうございました。

中間の見直し案、それからパブリックコメントに対します東京都の回答等につきまして、いただきました御意見も踏まえまして改めて検討させていただき、今月中に策定、公表する予定でございます。

また、印刷製本につきましては年度が変わってからとなりますので、出来上がり次第、委員の皆様にお送りさせていただきたいと考えております。

次回の会議につきましては、夏頃を予定しております。また、詳細は調整がつき次第、御連絡をさせていただきます。

それから、いつもの御連絡ですが、本日の配付資料につきましてはお持ち帰りいただくか、机の上に置いたままにさせていただければ後日郵送させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

- 山本会長 それでは、本日の会議を終了したいと思います。ぜひ御意見を追加で事務局のほうにお送りいただければ、次回の委員会に反映させたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

多分、この子供たちのものについてはこの後、事務局と私のほうで相談させていただきます。また御回答させていただければと思います。よろしいでしょうか。

では、年度末のお忙しい中、お時間をいただきまして、どうもありがとうございました。これにて、第26回「東京都子供・子育て会議」は終了いたします。

お疲れさまでした。

閉 会

午後4時05分